

働き方改革関連法セミナー

2019年4月（中小企業は2020年4月）より厳しい罰則付きで、働き方改革関連法がスタートしました。日本で初めて、「残業の上限規制が設けられた」「有給休暇の取得が義務付けられた」など、企業の労務管理に大きな変更をもたらすことが決まっております。

本セミナーでは、中小企業でも始まっている労働基準法関連法案のポイントを復習し、今後必要となってくる同一労働同一賃金、ハラスメントの対策について学んでいきます。今回は企業が知っておかなければならない「働き方改革関連法」を目的とし、生産性向上のために何をすべきなのか具体的事例を交え、専門家よりご説明いただきます。この機会に働き方改革関連法を学び、自社の経営に生かしてください。

2023年6月23日（金）14：00～16：00

講師



シグマ総合事務所 代表
社会保険労務士・行政書士
精神保健福祉士

あかさわ まさひろ
赤澤 将 氏

<講師プロフィール>

明治大学法学部卒業。明治大学大学院博士前期課程民事法学専攻（財産法）修了。司法試験受験をしながら学習塾講師を経て、損害保険会社嘱託営業社員、損害保険法人代理店代表、経営コンサルティング会社執行役員を経て現職。中小企業を中心に、労務管理体系の構築から各種個別制度の設計まで労務管理全般にわたる診断・指導を手掛けるとともに、メンタルヘルス問題の予防・早期発見及び対処のための職場環境改善コンサルティングやセミナー・研修講師としても活動中。「人」という、企業・組織のもっとも大切な経営資源を最大限活かすことができる職場にし、組織パフォーマンスを向上させるためのポジティブな人事労務戦略を提案している。

講座内容

- 働き方改革の目的
- これまでの法改正のポイント確認
 - 有給休暇
 - 労働時間の上限規制
 - 同一労働同一賃金
 - 改正育児・介護休業法
- 令和5年法改正
月60時間超の時間外労働割増賃金率改正
 - 法改正の内容ポイント
 - 正しい割増賃金の計算法
- 職場環境改善のためのストレスチェック活用法
- 若年労働者の離職防止対策

会場

長岡商工会議所 7階701会議室（長岡市表町3丁目1-8 リナビル3）

受講料

無料

定員

30名（定員になり次第締め切り）

お問合せ

長岡商工会議所 TEL：0258-32-4500

申込方法

受講をご希望の方は、下記申込書またはQRコードからお申込みください。
※お申込み締切：6月16日（金）

配信

セミナーの様子は後日、アーカイブ配信を行います。視聴をご希望の方はお申込み下さい。
※事前申込者のみ セミナー終了後2週間限定（配信のみ聴講希望の方は当所ホームページよりお申込みください）



長岡商工会議所 働き方改革関連法セミナー 参加申込書

（Mail：keiei@nagaokacci.or.jp FAX：34-4500）

事業所名		TEL	
Mail		参加者①	役職名 氏名
参加者②	役職名 氏名	参加者③	役職名 氏名

※ご記入いただいた情報は、当所からの連絡・情報提供に利用させていただきます。